

国民健康保険税のお知らせ



●市民課保険年金係(福岡庁舎) ☎0940・43・8127

6月中旬ごろに納税義務者である世帯主のかた宛てに、国民健康保険税納税通知書を送付します。通知書には年間の保険税額、納付の方法、各期別の納付額、保険税額の計算などが記載されています。計算方法は次のとおりです。

【例】夫(43歳)の平成26年中の総収入が310万円、妻(38歳)の総収入が120万円、子(12歳)の3人世帯の場合

夫の収入は事業収入で3,100,000円(必要経費を除いた事業所得は1,990,000円)、妻の収入は給与収入で1,200,000円(必要経費を除いた給与所得は550,000円)として計算しています。

医療分	所得割	夫(所得額 1,990,000円 - 基礎控除額 330,000円)×税率6.7% = 111,220円 妻(所得額 550,000円 - 基礎控除額 330,000円)×税率6.7% = 14,740円	125,960円
	均等割	1人当たり 22,100円 × 3人 = 66,300円	66,300円
	平等割	1世帯当たり 22,100円	22,100円
支援金分 後期高齢者	所得割	夫(所得額 1,990,000円 - 基礎控除額 330,000円)×税率2.4% = 39,840円 妻(所得額 550,000円 - 基礎控除額 330,000円)×税率2.4% = 5,280円	45,120円
	均等割	1人当たり 7,500円 × 3人 = 22,500円	22,500円
	平等割	1世帯当たり 7,500円	7,500円
介護分	所得割	夫(所得額 1,990,000円 - 基礎控除額 330,000円)×税率1.7% = 28,220円	28,220円
	均等割	1人当たり 9,200円 × 1人 = 9,200円	9,200円

4月から翌年3月までの
国民健康保険税(年税額)は

医療分 後期高齢者支援金分 介護分
(214,300円 + 75,100円 + 37,400円)

326,800円

●計算方法の説明

所得割：国民健康保険加入者全員の前年(平成26年1月～12月)の所得が対象です。給与、公的年金、譲渡所得等すべての所得が対象となり、基礎控除額33万円を差し引いた金額に税率を乗じて計算します。

均等割：世帯の国民健康保険加入者数に応じて計算します。

平等割：1世帯当たりで計算します。

介護分：40歳以上65歳未満の人が対象です。年度途中で40歳になる人は、誕生月(1日生まれの人はその前月)から、65歳になる人は誕生月の前月(1日生まれの人はその前々月)までとして計算します。

平成27年度国民健康保険税の変更点

国民健康保険税の制度改正があり、以下の内容が変更になりました

[1]国民健康保険税(医療分+後期高齢者支援金分+介護分)の課税限度額の引き上げ

- ①医療保険分の課税限度額が51万円から52万円になります
- ②後期高齢者支援金分の課税限度額が16万円から17万円になります
- ③介護保険分の課税限度額が14万円から16万円になります

[2]国民健康保険税の軽減措置の変更

- ①5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額が24万5千円から26万円になります
- ②2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額が45万円から47万円になります